

議案第 78 号

狭山市社会福社会館条例の一部を改正する条例

狭山市社会福社会館条例（昭和 63 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 2 日曜日及び」を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

施設の有効活用及び利用者の利便性の向上を図るため、休館日の規定を改めたいので、この案を提出するものである。